

### 第3回 赤穂市地域公共交通会議 会議録

- 1 日時 平成28年1月25日(月) 14:00～15:10
  - 2 場所 赤穂市役所 6階 大会議室
  - 3 出席者
    - (1) 委員 児嶋 佳文 赤穂市副市長  
田淵 智 赤穂市総務部長  
三谷 勝弘 赤穂市教育次長  
村上 正弘 株式会社ウエスト神姫  
中澤 秀明 公益社団法人 兵庫県バス協会  
富田 新介 赤穂タクシー株式会社  
西川 英也 赤穂神姫タクシー株式会社  
佐用 大輔 御崎タクシー株式会社  
平田 靖 株式会社ウエスト神姫労働組合  
木村 音彦 赤穂市自治会連合会  
沖 知道 //
    - 清山 美千子 赤穂市女性団体懇話会：代理  
有吉 一美 赤穂市老人クラブ連合会  
室井 久夫 //  
柴原 幸子 //
  - (2) 専門員 和田 治 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部：代理  
高尾 正宏 兵庫県赤穂警察署交通課  
岩原 直子 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課  
田口 司 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
  - (3) 事務局 高山市長公室長  
平野企画広報課長  
澁江企画政策係長  
桃井企画広報課主事  
前田地域活性化推進担当部長  
永石産業観光課長  
笠原観光係長  
田中産業観光課主事
- 4 会議の概要
    - (1) 開会
    - (2) 会長あいさつ 児嶋副市長
    - (3) 委員、専門員等紹介
    - (4) 事務局紹介
    - (5) 報告事項
      - (1) 赤穂市のバス運行状況について
      - (2) 赤穂市地域公共交通会議第4回分科会報告について
    - (6) 協議事項
      - (1) デマンドタクシーの運行について

(2) バスの運行変更について

(7) その他

(8) 閉会

5 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、第3回赤穂市地域公共交通会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、遠方にも関わらず、会議にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の進行をさせていただきます、赤穂市市長公室長の高山です。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、議事に入ります前に、本日の会議に報道機関及び住民の方から、傍聴の申し出がございますので、皆様にお諮りしたいと思います。会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づき、原則公開となっておりますが、出席委員の過半数の決定により、非公開とすることができます。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍聴を認めるということにしたいと思います。ただし、写真撮影は冒頭のみとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたい、と考えておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」

ありがとうございます。異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。

(報道、住民入室)

お待たせいたしました。

報道の皆様をお願いいたします。会議中の写真撮影等をご遠慮いただきますので、ただ今から、会長あいさつまでの時間のみ、写真撮影を認めたいと思います。必要な方は、この時間をお願いいたします。

(撮影)・・・よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議会長であります、児嶋副市長よりごあいさつを申し上げます。

児嶋会長 本日は、大変お忙しい中、第3回赤穂市地域公共交通会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素より、本市行政の円滑な推進につきまして、各般に渡りご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、地域公共交通につきましては、様々な課題がある中、本市におきましては、バス交通不便地域の解消、高齢者や障害者等の移動手段の確保などを図るため、平成17年10月からコミュニティバス「ゆらのすけ」を運行し、また、定住自立圏事業として、上郡町及び備前市との3市町で「圏域バス」を運行するなど、市民の皆様への利便性の向上に努めてきたところでございます。

公共交通は、地域の足として、特に市民の皆様の日常生活に大きな影響を及ぼすものでありますので、バスやタクシー、JRも含めた地域全体の利便性の向上が求められております。

本日は、赤穂市では新たな取組みとなりますデマンドタクシーの運行計画をはじめ、ゆらのすけ、路線バスの運行変更について、ご協議をいただくこととしております。

公共交通につきましては、住民の皆さんの関心も非常に高い事案でありますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後とも本市発展のためのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、3の委員、専門員等の紹介に移らせていただきます。前回の開催が平成25年9月であり、各団体の役員変更などにより変わられた方もおられますの

で、再度ご紹介したいと思えます。本日配布いたしております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

改めまして、会長であります児嶋副市長です。  
次に、副会長であります、赤穂市自治会連合会、木村 音彦様です。  
次に、赤穂市より、田淵総務部長です。  
同じく赤穂市より、三谷教育次長です。  
次に、株式会社ウエスト神姫より、村上 正弘様です。  
次に、兵庫県バス協会より、中澤 秀明様です。  
次に、赤穂タクシー株式会社より、富田 新介様です。  
次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川 英也様です。  
次に、御崎タクシー株式会社より、佐用 大輔様です。  
次に、赤穂市自治会連合会より、沖 知道様です。  
次に、赤穂市女性団体懇話会より、中村 文代様です。  
本日は所用のため、代理として、清山 美千子様にご出席をいただいております。  
次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉 一美様です。  
同じく、赤穂市老人クラブ連合会より、室井 久夫様です。  
同じく赤穂市老人クラブ連合会より、柴原 幸子様です。  
次に、株式会社ウエスト神姫労働組合より、平田 靖様です。

なお、新たに委員にご就任いただきました方の机上には、委嘱書を置かせていただいておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

続いて、専門員の皆様をご紹介させていただきます。

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部より、清水 俊博様です。  
本日は所用のため、代理として、和田 治様にご出席をいただいております。  
次に、兵庫県赤穂警察署交通課より、高尾 正宏様です。  
次に、兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課より、岩原 直子様です。  
次に、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所より、田口 司様です。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

私は、改めまして、市長公室長の高山です。  
建設経済部地域活性化推進担当 前田部長です。  
産業観光課 永石課長です。  
同じく、笠原係長です。  
同じく、田中主事です。  
企画広報課 平野課長です。  
同じく、澁江係長です。  
同じく、桃井主事です。

委員並びに専門員、事務局の紹介は以上です。この後の進行につきましては、会長であります、児嶋副市長をお願いしたいと思います。

児嶋会長            それでは議長を務めさせていただきます。  
                         早速ではありますが、次第5の報告事項に入らせていただきます。  
                         初めに(1)の赤穂市のバス運行状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局              それでは、資料の1ページをご覧ください。  
                         まず、市内循環バス「ゆらのすけ」についてであります。①導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手手段の確保、公

公共交通施設への交通の利便性を図ることとしております。②運行概要につきましては、計画主体は赤穂市、運行主体は株式会社ウエスト神姫としており、運行開始は①平成17年10月より、南北ルートA、B、東西ルート、②翌平成18年7月より高野ルート、③平成26年3月よりみどり団地ルートを設定しております。車両につきましては、日野ポンチョ（みどり色のバス）は①月曜日の南北ルートB、②水・金曜日の高野ルートとみどり団地ルートを運行しております。その他のルートは三菱ふそうエアロミディME（青色のバス）になります。以下、運行日、運休日、運賃は掲記のとおりであります。

また、ルートにつきましては掲記の5ルートで、路線図を2ページに記載しております。また時刻表は別添で付けさせていただいておりますので、後ほどご参照いただければと思います。また、停留所は106箇所であります。

また、3ページにはゆらのすけのダイヤグラムを掲載しています。

続きまして4ページをご覧ください。ゆらのすけの利用者の推移についてであります。平成17年度の運行から掲記のとおりとなっております。10年間で累計22万5,300人の乗客実績となっております。

5ページをご覧ください。1日あたり及び1便あたりの利用者数ですが、掲記の表のとおりとなっております。総数におけます1日当たりの便につきましては、ここ数年の70人台前半から平成26年度で78.2人となっております、これは平成26年3月のみどり団地の新設と同時に、南北ルートB、東西ルート、高野ルートをそれぞれ増便したことによります。ただ、同じく総数におけます平成26年度につきましては、1便当たり7.0人となっております、過去の10人台から約3名減となっております。平成26年3月より増便しておりますが、増便しただけ乗客が増えておらず、かえって1便当たりは減っているという傾向となっております。とくにみどり団地ルートは他と比べて少ないため、今後更なる周知を図る必要があると考えます。また表の中の、みどり団地ルートの1便当たりの数字を6.8から2.1に訂正させていただきます。

また、8ページには平成26年度におけるルート別に停留所の乗降状況を記載しております。

9ページには運行経費を記載しております。平成17年度から1,000万円前後で推移しております。平成26年度は増便により運行経費が増加となっております。運行におけます財源内訳としましては、運賃（概ね2割）と市補助金（概ね8割）とその他で賄っております。なお、その他は主にウエスト神姫の自己資金となっております。参考としまして、平成26年度の市補助金の財源内訳ですが、市補助金1,017万5,000円に対し、国（特別交付税）が814万円（80%）、県交付金78万7,000円（7.7%）、市税等の一般財源は124万8,000円（12.3%）となります。

つづきまして、10ページをご覧ください。定住自立圏バス「ていじゅうろう」についてであります。導入目的は、東備西播定住自立圏の圏域であります赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ることです。運行概要としまして、運行方式は、計画主体は東備西播定住自立圏形成推進協議会、運行主体はウエスト神姫であります。運行はそれぞれ掲記のとおり上郡ルートと備前ルートを設定し、運行日は月～土曜日までの週6日、運休日は日曜日と年末年始であります。運賃は赤穂市内、上郡町内は100円、備前市内200円、市町域を超えた場合は200円となっております。

また、昨年9月までは、備前ルートは備前バスとウエスト神姫が半々で運行しておりましたが、備前バスがバス事業から撤退することとなり、10月からは全ての運行をウエスト神姫が行うこととなり、2ルートともウエスト神姫が運行しています。時刻表は別添に付けておりますので後ほどご覧ください。停留所は47箇所あります。

11ページはていじゅうろうの路線図を記載したものであります。

12ページはダイヤグラムを記載しております。

13ページは利用者の推移であります。平成23年度から開始し、年を追うごとに少しずつですが増加傾向にあります。

また、運行基準は①市町域を超える利用者が1便あたり1人超、かつ1日あたりの利用者が16人以上としております。②東備西播定住自立圏構成ビジョンによる圏域事業として実施する期間としております。

14ページには平成26年度のルート別、停留所別乗降状況を記載しております。

15ページから18ページまでは、路線バスの資料を付けております。

19ページには、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内を運行している全てのバスの路線図を掲載しております。

20ページには、赤穂市における国勢調査人口と年少・生産年齢・老年の3区分の割合を記載しております。この図からわかりますように、年を追うごとに年少・生産年齢人口の減と同時に老年人口が増加しております。今後は交通弱者が増えていく中、バスを含めた公共交通のますますの充実が求められるものとなります。

以上で、報告を終わります。

児嶋会長 　　ただ今の事務局の報告に関して、ご質問等はございませんか。

専門員 　　ゆらのすけについては見直しの運行基準を定めていますか。

事務局 　　全ルートの合計で1便あたりの利用者数が4.0人以上という基準を定めています。

児嶋会長 　　他にないようですので、次に、(2)赤穂市地域公共交通会議第4回分科会報告について、であります。

本日の協議事項は、次第にもありますとおり「デマンドタクシーの運行について」と、「バスの運行変更について」を予定していますが、2つの議題とも、本日の全体会に諮るにあたり、事前に分科会を開催し、協議を行っております。

まずは、分科会木村委員長より、昨年12月24日に開催しました第4回分科会の議事概要につきましてご報告をいただき、その後、皆さんからご意見を頂戴していきたいと思っております。

それでは、木村委員長お願いいたします。

木村委員長 　　それでは、分科会の報告をいたします。

別添の分科会議事概要をご覧ください。

まずこの分科会では、全体会で課題となっておりましたタクシーの利活用方法について、平成26年12月、この分科会の中に更に「タクシー利活用検討部会」を設置して検討を進めてきました。

このたび、タクシー利活用検討部会において、タクシーの利活用に係る具体案がまとまりましたので、その案について昨年12月24日、第4回分科会を開催し、協議をしたものであります。

また、合わせてバスの運行変更(案)についても協議を行いましたので、ご報告させていただきます。

分科会は、中村副委員長のほか、有吉委員、柴原委員、西川委員、村上委員、そして私の6名出席のもと、はじめに先程説明がありました「赤穂市のバス運行状況について」の報告が事務局から行われ、特に質疑はありませんでした。

次に、「デマンドタクシー運行計画」及び「バスの運行変更」(案)の2点について、協議を行いました。

本日は、まず、事務局から、分科会に提案した「デマンドタクシー運行計画」及び「バスの運行変更」(案)について説明していただき、その後、分科会での質疑内容について、報告をさせていただきたいと思っております。

事務局、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、デマンドタクシー運行計画についてご説明をいたします。

それでは、「資料1」の一番上、(1)のデマンドタクシーについてです。詳細については、別添の「資料2」の3ページ、デマンド・タクシー運行計画(案)をお願いいたします。デマンド・タクシーの運行は、赤穂市では初めてとなりますが、まず、1の運行目的についてであります。高齢者や自動車運転免許を持たないなどの移動制約者の方が、買い物、通院などの交通手段として、自宅から市内循環バス「ゆらのすけ」や、圏域バス「ていじゅうろう」に接続する形で利用できる、予約型乗合タクシーを公共交通として運行しようとするものです。

次に、2の運行エリアですが、現在、タクシーの空白地帯となっております有年地区全域を対象とするもので、自宅から、全てのバスが停車する宮前停留所までをタクシーで結び、そこから、「ゆらのすけ」や「ていじゅうろう」のバスと接続して、南部の市街地方面に乗車していただくというもので、これまで曜日が限定されていた市街地方面への足を、毎日行けるように確保することにより、住民の利便性を更に高めようとするものです。

次に、3の運行形態ですが、掲記のとおり、事業主体は赤穂市、運行主体はタクシー事業者、運行形態は予約型乗合タクシーによる区域内運行であります。

次に、4の運行方法ですが、まず利用対象者は、赤穂市民で事前登録をした方としています。乗車される方の自宅への行き方など、事前にタクシー会社で整理をしていただく必要がありますので、円滑な運行を行うために事前に登録をしていただくことにしています。運行日は、月曜日から土曜日までの運行で、日曜日と年末年始(12/29~1/3)は運休いたします。「ゆらのすけ」、「ていじゅうろう」も同じ運行日になっています。③の運行便数は、タクシーの運行は「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」へ接続して運行するとしていますので、金曜日を除く月曜日から土曜日までは、自宅から宮前停留所まで、ゆらのすけ3本、ていじゅうろう1本の合計4本を、帰りは「ゆらのすけ」も「ていじゅうろう」も、ほぼ同じ時間帯になりますので、1日3本を計画しています。金曜日については「ゆらのすけ」が運行しておりませんので、「ていじゅうろう」のみに接続する運行で、往復2本ずつ計4本の運行としています。

次の4ページには、④として運行時刻を記載しています。表の上には、「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」の運行曜日について記載していますが、南北Aルートが水曜日と土曜日、南北Bルートが月、火、木曜日、ていじゅうろうの上郡ルートは毎日運行しています。上側は、金曜日を除く月曜日から土曜日の運行時刻表で、表の見方として、①の7:55着のところ、少し小さいゴシック字で記載しておりますのが、「ゆらのすけ」と「ていじゅうろう」のバス運行時刻で、最初のゆA8:13発は、ゆらのすけの南北Aルートのバスが8時13分に宮前停留所を市街地方面に向けて発車する時間を意味しています。次のゆB8:11発は、ゆらのすけの南北Bルートのバスが8時11分に、て8:04発は、「ていじゅうろう」が8時4分に発車しますということになります。次に、7時55分着というのは、自宅からタクシーに乗車して宮前バス停に到着する予定時間を記載しており、その時間までに到着できるようにタクシーを運行することになります。

次に、②と③をご覧いただき、丸印の2と3の順番は、タクシーが運行する順番を記載しておりまして、②は12時36分発又は12時34分発のバスに間に合うようにタクシーを12時20分に到着させます。③では、バスは赤穂市街地から宮前バス停に12時5分、12時7分、11時57分に既に到着していますが、そのバスを降りられた方は少しの時間待っていただいて、12時20分に②で到着したタクシーに乗っていただき、自宅に帰っていただくこととなります。実際の運行では、予約状況によりタクシーの数そのものが変動しますので、待ち時間等が変動する場合があります。

④は、上郡駅発の「ていじゅうろう」に接続させています。

⑤では、同じように、15時36分発及び34分発の「ゆらのすけ」に間に合うように、タクシーを15時20分に到着するよう運行し、そのタクシーを使って⑥

のバスで帰ってきた利用者を自宅まで送ることになります。

⑦は、17時10分及び12分に市街地方面から帰ってきた人を自宅まで送る便になります。下側の表は金曜日の運行で、ていじゅうろうのみが運行されていますので、ていじゅうろうの発車時間、到着時間に合わせてタクシー運行予定時間を設定しています。

なお、今回の運行は、タクシーの確保と効率的な運営ということも考慮したうえ、完全予約制によって実施いたします。また、先程も説明しました事前登録については、タクシー会社ではなく市で行うこととしています。また、課題の一つとして、バスやタクシーの待ち時間が発生しますので、暑さや寒さ、また雨の日などの対策も考慮し、待合所について、自治会の協力もいただき設置をしていきたいと考えています。

続いて、5ページの5の予約についてです。予約は、運行事業者であるタクシー会社に直接電話でしていただきます。4ページの時刻表の①の、朝一番のバスに乗車したい方は、前日の午後6時までに予約をしていただきます。その他のバスに乗車又はバス降車後に自宅まで利用したいという方は、当日の午前10時までに予約をしていただきます。予約方法は、名前や乗車希望の便などを伝えていただき、タクシー会社が確認のうえ、受付を完了します。

次に、6の運行会社ですが、乗合事業の登録をしたタクシー事業者によって実施いたします。市内のタクシー会社とは事前協議をしていますが、今のところ、運行は3社による輪番制とした案を提示しておりますが、今後、正式に乗合い事業として陸運局で登録をされたタクシー会社と協議して決定してまいります。

続いて6ページ、7の運賃設定であります。運賃は乗車1回につき300円とし、小学生未満は「ゆらのすけ」と同様、無料としています。結果として、赤穂の市街地までの運賃は、「ゆらのすけ」の片道100円と合わせて、片道が400円、往復で800円となります。

次に、8の車両についてです。定員4名の中型車両をタクシー会社で用意して運行していただきます。配車は、タクシー会社で行い、運行するタクシーには住民の皆さんが一目でわかるように、「乗合タクシー」のステッカーを貼って運行することを考えています。名前（愛称）については、改めて募集を掛けたいと思っています。

次に、9の運行・見直し基準ですが、市の公共交通としては、一定の乗車人数を確保して事業を実施する必要がありますので、運行見直し基準を設定することとしています。予約制ですから、1便当たり必ず1.0人以上という数値になりますが、1台あたりは最大でも4名の乗車になりますので、基準については、1便あたり1.1人以上とするというものです。

次の7ページには、有年地区における「ゆらのすけ」のバス停一覧を掲載しておりますが、全てのバスが2重線で囲んでいます「宮前停留所」を通過して市街地に行くことの資料として掲載させていただいております。

また、8ページには、今回の計画案を、図にしてわかりやすくしていますので、ご参考にいただければと思います。

デマンド・タクシー運行計画（案）の説明については、以上であります。

それでは、続けてゆらのすけ及び路線バスの運行変更（案）について、ご説明いたします。バスについては、これまで自治会などを通じて頂戴しております要望事項等に対して、検討、調整を行ってまいりましたが、今回、その方向性についてご協議をいただくものであります。

まず、横長の「資料1」、(2)のア、路線バスへのゆらのすけへの代替えについてであります。坂越の大泊地区からは、これまでも路線バスが1日1往復のみのため、バスによる足の確保を充実して欲しいとの要望をいただいております。

このため、運行者でありますウエスト神姫さんにもその旨を要望してきましたが、ウエスト神姫さんからは、バス利用者が少ない現況においては、逆に路線バスの運行から、同じ区間を「ゆらのすけ」高野ルートへの延伸により対応できないかということでご意見をいただきました。大泊地区の自治会に対しまして、その案について、これまで1日1便ではあります、毎日運行していたものが、週に2日、1日3便

となる今回の提案内容について事前に説明し、ご理解をいただいた上で、本件について新たに提案をさせていただくものであります。

なお、バス停についても、これまでの路線バスと同じ場所での設置を予定しています。詳細は、「資料2」の9ページから12ページをお願いします。

まず、9ページですが、坂越地区の路線バスと「ゆらのすけ」の運行ルートについて、青色が路線バス、黒色が「ゆらのすけ」で表していますが、路線バスの坂越港からアース製薬前までの区間について、「ゆらのすけ」に変更しようとするものです。なお、この変更に伴い、小島ルートについては路線バスが1便増便される予定であります。

10ページには、9ページの拡大図とバス停付近の写真を掲載し、11ページには、ウエスト神姫路線図の中、今回の変更箇所を赤枠で囲んでいます。また、12ページには、「ゆらのすけ」の高野ルート図に、今回の新たなルートとなる大泊地区への延長を追記しています。

次に、「資料1」の(イ)、要望番号③番、福浦の朶山(しだやま)地区への乗り入れについてであります。この要望につきましては、福浦地区自治会から朶山、寺西地区は直近バス停までが遠く、また国道を歩いて渡り危険であるため、地区内にバス停を設置して欲しいとの要望をいただいております。しかしながら前回の地域公共交通会議では、地区内の道路が狭く、また地区内は坂になっていることから、バスの運行は危険であり困難であるとの結論でありました。改めて自治会を通じて、道路が狭く、また坂となる箇所の手前に、自治会で土地を確保するため、その土地でバスをUターンすることによって運行できないかという内容で、再度ご要望をいただきましたのが、本件であります。

ウエスト神姫さんとは、地区内の道路状況や、Uターン用の土地の状況確認、東西ルート全体の時間調整も含めて協議を行い、Uターン用の土地の確保と舗装を施すことにより、「ゆらのすけ」を乗り入れることの調整が整いましたので、今回、提案させていただいたものであります。

詳細については、別添の「資料2」の13ページをお願いします。東西ルートの全体図を掲載しておりますが、今回提案させていただいておりますのが、赤枠で囲っております、福浦地区内の福浦コミュニティセンターと備前福河駅の間となります。

次の14ページには、新たなルートについて赤色の点線で記載しておりますが、コミュニティセンターと備前福河駅の間にある道路を通り、しだ山地区へ乗り入れ、地区内でUターンをして、また同じところに戻ってくるというルートになります。

次の15ページには、「ゆらのすけ」の東西ルートについて一覧にしています。

なお、先程の坂越大泊地区、この福浦しだ山地区のバス停の名称については仮称としていますが、乗り入れ決定後、改めて正式に決定したいと思います。

次に、「資料1」の要望番号④番、南北ルートAと、南北ルートBの運行曜日の変更についてであります。要望内容につきましては、南北ルートAをご利用いただいております有年地区の自治会から、現在、南北ルートAの運行日は、水曜日と土曜日の2日間ですが、市民病院での受診日が週に1日しかないため、それを2日受診できるように、曜日を変えて欲しいとの要望であります。市としましては、市民病院利用者の増加につながることを考えられることから、同じ有年地区から市街地方面に向かって運行する南北ルートBについて、現在、運行している月曜日、火曜日、木曜日のうちの月曜日と、Aルートの土曜日を変更しようとするものであります。結果、南北Aルートは、現在の水曜日、土曜日の運行が、月曜日、水曜日に、南北Bルートは、現在の月曜日、火曜日、木曜日の運行が、火曜日、木曜日、土曜日へ変更しようとするものであります。なお、運行数には変更がありません。

また、別紙に「参考」として、ゆらのすけの曜日別一覧表を添付していますので、ご参考にしていただければと思います。

次に「資料1」の要望番号⑤番、南北Bルートの目坂地区内、「月見草団地停留所」の再開についてであります。「資料2」の17ページも合わせてご覧いただきたいと思いますが、この停留所につきましては、平成22年に発生しました山林崩落によ

る落石により市道の通行ができなくなりました。

このため、バスの運行ルートも、手前の「目坂停留所」から千種川河川敷の主要地方道赤穂佐伯線を通り、有年方面に行くこととしたため、新たな道路ができるまでの間、停留所を一時的に使用中止としてきました。

このたび、一部未完成ではありますが、代替道路の通行ができることとなったため、この道路を使用して「ゆらのすけ」を運行し、「月見草団地停留所」を再開するものであります。

次に「資料1」、1枚めくっていただき、要望番号⑥番、千鳥地区での充実についてであります。これまでも、千鳥地区でのバスの充実について、ご要望をいただきましたが、前回会議で結論となりましたように、現行の路線バスによる充実について、ウエスト神姫さんに提案し、検討をしていただくこととしてきました。

このたび、ウエスト神姫さんより、新たな提案として路線バスの運行ルートの一部見直すことと合わせて、増便も行いたい旨のご回答をいただきましたので、本日、一部ルートの変更案について提案をさせていただくものであります。

「資料2」の19ページをお願いします。この路線は、朝、千鳥南口発と、夕方、城西小学校発のバスは千鳥地区の小学生のスクールバスとして運行していますが、今回運行ルートの一部見直しを行おうとするのは、小学生の利用がない時間帯のバスで、これまでは、千鳥方面からは、市民病院から城西小学校を經由して赤穂駅に行っていたルートを、市民病院から直進して、営業所前、イオン赤穂店前を經由して赤穂駅に行くルートへ一部変更しようとするもので、市民病院やイオンで買い物をされる方などの足の確保を図り、利便性を高めようとするものです。なお、増便につきましては、千鳥方面からイオン経由の播州赤穂駅行きのバスを、午前中に一便、ご検討いただいております。

バス運行に係る変更案についての説明は、以上でございます。

木村委員長

それでは、もう一度、分科会議事概要をお願いいたします。

まず、一点目のデマンドタクシー運行計画（案）に対するご意見から報告させていただきます。

タクシー事業者の方からは、有年地区は、タクシーの空白地帯となっており、バスに接続する点においても、公共交通を便利に利用いただけるのではないかと思います。タクシー会社としても前向きに取り組んでいきたい。とのご意見がありました。

また、バス事業者の方からは、宮前バス停までタクシーで運んでいただいて、バスに乗り換える形なので、「ていじゅうろう」や「ゆらのすけ」の利用促進にも繋がりが、相乗効果が期待できると思うので、バス事業者としても協力させていただきたい。とのご意見でありました。

また、待ち合い施設については、できるだけ乗り遅れる事の無いような形のものと考えていただいて、利用しやすい環境を構築してほしい。との意見があり、事務局からは、待合施設については、窓が付いているものを考えているが、利用者に対しては注意喚起もしていきたい。との回答がありました。

続いて、バスの運行変更についてご意見を求めましたが、委員からは変更案について、特に意見はありませんでした。

なお、福浦地区のバス停の地名について指摘があり、全体会には確認の上、改めて提出することとし、本日は訂正後の名称で提出しています。

続いて、その他としまして、委員から、バスについての要望を全て受けるのではなく、タクシーとの住み分けがうまくできるように考えていただきたい。との要望がありました。以上、協議の結果、提案のありました「デマンドタクシー運行計画」及び「バスの運行変更」（案）については、事業者及び住民の方からも特に反対のご意見はなく、全会一致で原案のとおり承認されました。

以上で、第4回分科会の報告を終わります。

児嶋会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の報告をもとに、次第6の協議事項に移りたいと思います。

初めに（1）デマンドタクシーの運行計画について、ご協議をいただきたいと思

います。ご質問等ありましたら、お願いします。

委員 宮前停留所がバスとの接点であり、そこに待合所を設置するというお話がありました。それについての進捗状況を教えていただきたい。また、待合施設として、どの程度のものをお考えになられているのか教えていただきたい。また、完全予約制という事で、事前登録の名簿の関係で教えていただきたい。名簿を市役所の企画広報課で作成されて、それをタクシー事業者にお渡しして予定を立てると思うのですが、もう少し詳細に教えていただきたい。

事務局 まず、待合所の設置についてですが、設置するための土地の確保をする必要がありますので、自治会にご協力いただいて、行きと帰り、道路の西側と東側で空き地を2ヶ所確保していただいているという状況です。建物については、簡易なプレハブのものを考えていまして、それについては今後、市の予算を確保していく必要がありますので、予算が確保され次第、設置をしていくという予定です。

委員 デマンドタクシーが運行するまでに設置できますか。

事務局 予算が確保できれば速やかに設置していきたいと考えています。

事務局 次に、名簿の関係についてですが、今のところ、運行開始前に事前の登録を行い、市の方で名簿を作成したいと思っています。また、運行開始後に登録を希望される方がいらっしゃると思いますので、その都度、名簿を更新しタクシー事業者に提供していくという予定です。

委員 有年地区では、自宅から最寄りのゆらのすけ停留所までかなりの距離のある方がいらっしゃると思います。それと、やはり運行日の問題もございまして、市民病院に行きたいけれど週1回しか行けないと、南北ルートAの沿線住民の方から以前から何度も要望がありました。有年地区は市内でも高齢化率が高い地域で、自分の足で行くというのが困難な方もいらっしゃるという事で、デマンドタクシーに対する期待は非常に大きなものがあると私は考えています。ぜひ、デマンドタクシーについては積極的に進めていただきたいと思います。

また、待合所の設置場所についても地元で確保できないかというお話もありまして、宮前停留所から50mも離れていないところにある東西の土地の地権者の方にお話をしまして、使用していいと口頭で了承を得ている状況です。ただし、恒久的なものではなく、何かの時に取り除けるものにして欲しいという事をお聞きしています。そのような状況ですので、ぜひ、デマンドタクシーについては、1日でも早く使える状態にしていただきたいと思っています。

児嶋会長 他にありませんか。

ないようですので、デマンドタクシーの運行につきましては、原案のとおり進めることで、よろしいでしょうか。

「異議なし」

異議なしということですので、デマンドタクシーの運行につきましては原案のとおり進めていきたいと思っています。

次に（2）バスの運行変更について、ご協議いただきたいと思います。

ご質問等ありましたら、お願いします。

（質疑応答なし）

ないようですので、バスの運行変更につきましては、原案のとおり進めることで、よろしいでしょうか。

「異議なし」

異議なしということで、バスの運行変更につきましては、原案のとおり進めていきたいと思っております。

次に、7のその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

今後のスケジュールについてですが、デマンドタクシーの運行については、今後、事業者による乗合事業登録の手続きや、待合所の設置をはじめ運行に向けた事務、また住民への周知を本格的に進めまして、今年の6月頃の運行開始を予定したいと考えております。

また、バスの運行変更についても、デマンドタクシーの運行開始に合わせて行いたいと考えております。

また、今回の変更について、これまで以上の多くの方に公共交通をご利用いただくため、広報等によるPRにも努めていきたいと思っておりますが、特に、新たに沿線となる地区の方には地元自治会などを通じて運行へのご協力もお願いしていきたいと思っております。

事務局からは以上です。

児嶋会長

事務局から、今後の進め方について説明がありましたが、市民の皆様には、積極的な公共交通の利用について、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

何かご質問等はありませんか。

(質疑応答なし)

ないようですので、それでは、これをもちまして、本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

了

(15時10分)